

令和8年度
八幡原浄水場
天日乾燥床維持管理業務委託

仕 様 書

山形県企業局置賜電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1. 適用範囲

この仕様書は、山形県企業管理者（以下「発注者」とする）が委託する、山形県企業局置賜電気水道事務所の令和8年度八幡原浄水場天日乾燥床維持管理業務委託に適用するものとする。

受注者は、本仕様書、設計書及び山形県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）に従い作業を実施しなければならない。

2. 業務名

令和8年度八幡原浄水場天日乾燥床維持管理業務委託

3. 作業概要

八幡原浄水場において、天日乾燥床の汚泥積込及び天日乾燥床に係る維持管理作業を行うものである。

4. 業務場所

米沢市八幡原 地内
企業局置賜電気水道事務所 八幡原浄水場

5. 履行期間

自 令和8年 月 日（契約締結の日）
至 令和8年 9月30日

6. 業務実施時期

汚泥積込：発注者の指示した日

抜根除草、砂補充：汚泥積込後直ちに

令和8年7月28日からほかの業務委託で天日乾燥床を使用予定なので、それまでに作業を完了させること

7. 委託内容

(1) 汚泥積込

ア. 天日乾燥床内の汚泥の掘削を行い、別途発注する汚泥運搬処分業務委託の受注者の運搬車両に積み込む。

イ. 作業は、床内に入らず、床外から作業が行えるように超ロングアームバックホウを使用するものとする。

なお、床内のろ過砂は、汚泥掘削の際に5cm程度、撤去するものとする。

(2) 抜根除草

汚泥積込後、天日乾燥床のろ過砂内に侵入した根茎等を人力により除去する。除去した根茎等は場内の監督職員が指示する場所に運搬し、自然還元とする。

(3) 砂補充

- ア. 汚泥掘削時に撤去したろ過砂を補充する。
- イ. ろ過砂は、9.52mm ふるいを 100%通過し 0.074mm ふるい通過量が 6%以下であること。
- ウ. ろ過砂は、天日乾燥床内に水平に敷き均す。

8. 法令等の遵守

受注者は業務の施行に当たり、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

9. 提出書類

受注者は、契約締結後及び施工時期に下記の書類を発注者に提出すること。

名 称	宛 先	提 出 期 日	部 数
作業責任者届	企業管理者	契約後 7 日以内	2 部
作業日報及び状況写真	監督職員	完成後直ちに	1 部
完了写真	監督職員	完成後直ちに	1 部
業務完了報告書	企業管理者	業務完了毎、直ちに	2 部
監督職員の指示するもの	企業管理者	適宣	適宣

なお、写真については電子データ (JPG) も提出すること。

10. 検査

受注者は、業務完了後、清掃、後片付け等を実施した後、速やかに必要な書類を提出し、検査員による検査を受けるものとする。

11. 契約上及び施工上の注意事項

- (1) 設計書及び本仕様書等に記載された事項は概略仕様を指示するものであり、本作業を行う際は業務に関して技術的及び作業上当然行うべきことについて全て含み、受注者は委託目的を満足するよう施工しなければならない。
- (2) 機械運転日数及び人数は、予定であり、作業条件 (天候等) により大きく変わる事があるため、実績日数及び人数に変更が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 本作業の安全対策等については、発注者が特に指示する場合はそれに従うこととし、その他の安全管理全般については受注者の責任において管理すること。
- (4) 機械設備付近等の作業には破損事故等のないよう、必要な防護工を施す等、十分に注意して作業を行うこと。
- (5) 事故等が起きた場合は、速やかに発注者に連絡し、必要な処置を取ること。
- (6) 作業等の詳細については、発注者と受注者の相互において協議の上行うこと。